

# 送検事例：フォークリフトの用途外使用

大垣労働基準監督署

大垣労働基準監督署は、9月20日、雨漏りの補修作業で高所作業を行うにあたり、フォークリフトの用途外使用（フォークリフトによる労働者の昇降）を行った事業者を労働安全衛生法違反の疑いで、岐阜地方検察庁大垣支部に書類送検しました。

## 1 被疑者

S物流 代表 A（男・52歳）  
事業の内容：倉庫業

## 2 罪名・違反条文

労働安全衛生法第20条第1号  
（事業者の講ずべき措置等）  
労働安全衛生規則第151条の14  
（主たる用途以外の使用の制限）  
同法第119条（罰則）

## 3 事件の概要

平成30年7月28日、岐阜県大垣市内の倉庫において、S物流の代表Aが自らフォークリフトを運転し、フォークリフトのフォークに木製パレット27枚を載せた上にS物流の労働者Bを載せて、倉庫の天井にブルーシートを設置する作業を行っていたところ、パレットが破損し崩れたため、労働者Bは高さ約6メートルを超えて上昇させたパレット上から地上に墜落し全治不明の重傷を負った。

これを端緒として、捜査したところ、同現場において行われた作業に以下の法違反が認められたことから、S物流 代表Aを書類送検したものである。

被疑者Aは、平成30年7月28日、岐阜県大垣市内の倉庫において、フォークリフト（車両系荷役運搬機械）を用いて労働者の昇降を行い、当該車両系荷役運搬機械の主たる用途以外の用途に使用し、機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険を防止するため必要な措置を講じなかった。

## 4 災害発生原因

- (1) 高所作業を行うにあたり、フォークリフトを用途外で使用したこと。（足場を組み立てる、高所作業車を用いる等により、安全な作業床を設けることなく高所作業を実施したこと。）
- (2) フォークリフトを用いて高所作業を行うには、フォークリフト等の転倒のおそれがない場合で、パレット等の周囲に十分な高さの手すり若しくはわく等を設け、かつ、パレット等をフォークに固定すること又は労働者に命綱を使用させること等の措置を講じた「危険を及ぼすおそれのないとき」に限定されるが、これら必要な措置を講じていなかったこと。
- (3) 安全な作業を遂行するための安全な作業計画がなかったこと。

## 5 災害防止対策

- (1) 高所作業を行う場合には、足場を組み立てる、高所作業車を用いる等により、安全な作業床を設けたうえで実施すること。
- (2) フォークリフトを用いて高所作業を行うには、フォークリフト等の転倒のおそれがない場合で、あらかじめパレット等の周囲に十分な高さの手すり若しくはわく等を設け、かつ、パレット等をフォークに固定すること又は労働者に命綱を使用させること等の措置を講じること。



※フォークリフトを用いて高所作業を行う場合の安全な作業方法



(3) 安全な作業の実施：安全な作業を遂行するための安全な作業計画を樹立し、作業計画に沿った安全な作業を行うこと。

## 6 監督官のコメント

(1) 災害発生時の状況は、木製パレットはフォークに固定されていませんでした。木製パレット 27 枚を積み重ねただけの状態、非常に不安定でした。

また、パレット等の周囲に十分な高さの手すり若しくはわく等を設け、かつ、又は労働者に命綱を使用させるといった墜落防止措置も講じられていませんでした。

(2) 事故が起きて痛い思いをしてやっと“こうしておけば良かった。”と気付くのは愚かなことです。

「ハインリッヒの法則」の中で最も有名なものは「300 : 29 : 1 の法則」で、ハインリッヒは、「重大な災害を起こした事故（アクシデント）を 1 としたとき、軽微な傷害事故（インシデント）が 29、無傷の事故（ヒヤリハット）が 300 ある。」としており、さらに「すべての災害の背後には幾千もの“不安全行動”と“不安全状態”が存在している。」と指摘しました。結局、「災害」をなくすには「事故」を防ぐべきであり、「事故」を防ぐには、不安全行動と不安全状態をなくすことになります。

### 【参考法令条文】

#### 労働安全衛生法第 20 条（事業者の講ずべき措置等）

事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 1 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険  
（第 2 号、第 3 号省略）

#### 労働安全衛生規則第 151 条の 14（主たる用途以外の使用の制限）

事業者は、車両系荷役運搬機械等を荷のつり上げ、労働者の昇降等当該車両系荷役運搬機械等の主たる用途以外の用途に使用してはならない。

ただし、労働者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。

【解釈例規】

- 1 本条は、墜落のみでなく、はさまれ、まき込まれ等の危険も併せて防止する趣旨であること。
- 2 ただし書の「危険を及ぼすおそれのないとき」とは、フォークリフト等の転倒のおそれがない場合で、パレット等の周囲に十分な高さの手すり若しくはわく等を設け、かつ、パレット等をフォークに固定すること又は労働者に命綱を使用させること等の措置を講じたときをいうこと。

(昭 53.2.10 基発第 78 号)